

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	農林漁業者等からの買付の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第48条第2項第3号イ	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(仲卸業者の業務の規制)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間(1月以上1年未満のものに限る。)が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>様とする。  (ア) 申請者の氏名又は名称  (イ) 買入れの相手方の住所，名称及び代表者名  (ウ) 販売の相手方の住所，名称及び代表者名  (エ) 当該買入れをしなければならない理由  (オ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目  (カ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限  (キ) 実施期間  (ク) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容</p> <p>3～6 【略】</p> <p>* 市場外買付承認申請書は，別紙様式第36号の2とする。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則  (市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)</p> <p>第61条 条例第48条第2項ただし書に規定する仲卸業者が市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合は，次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>(1) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって，通常取引において当該部類に属する卸売業者が卸売をしないものがある場合  (2) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって，通常取引において当該部類に属する卸売業者の卸売のみによっては，当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合  (3) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって，市場外におけるその取引の状況等からして，当該部類に属する卸売業者が卸売することが，価格の面で当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合</p>
-------------	-----------	---